

寝屋川市

Neyagawa City

おくやみ ハンドブック

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	受付窓口	参照ページ
マイナンバーカード	マイナンバーカード及び住民基本台帳カードを持っていた方	●カードの返還 ※マイナンバーカード返還後、個人のマイナンバーを知る手段がなくなるため保険などの手続きを終えてから速やかに返還してください。 ※死亡届受理後、電子証明書機能は失効します。		☐	市民サービス部 (戸籍・住基担当) 4 番窓口(市役所本庁舎 1F) 又はマイナンバーカード 担当窓口 (上下水道局 3F)	P.4
印鑑登録	印鑑登録をしていた方	●印鑑登録証の返還 ※死亡届受理と同時に効力を失います。		☐	市民サービス部 (戸籍・住基担当) 4 番窓口(市役所本庁舎 1F)	
年金	国民年金 に加入中の方 (第 1 号被保険者)	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	市民サービス部 (戸籍・住基担当) 5 番窓口(市役所本庁舎 1F)	P.5
	老齢基礎年金のみ受給中の方	●未支給年金の請求		☐		
保険・税金	国民健康保険に加入していた方	●国民健康保険脱退の届出(死亡日から 14 日以内) ●葬祭費の支給申請(葬祭日の翌日から 2 年以内)		☐	市民サービス部 (国民健康保険担当) 3 番窓口(脱退の届出) 2 番窓口(葬祭費) (市役所議会棟 1F)	P.6
	後期高齢者医療保険に加入していた方	●後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)の返還 ●葬祭費の支給申請(葬祭日の翌日～2 年以内)		☐	市民サービス部 (後期高齢者医療担当) 1 番窓口 (市役所議会棟 1F)	P.6
	市民税・府民税の納税義務者であった方	●相続人代表者の届出		☐	市民サービス部 (税制・市民税担当) (市役所議会棟 1F)	P.6
	固定資産税・都市計画税の納税義務者であった方	●相続人代表者の届出兼固定資産現所有者の申告 ●未登記家屋の所有者変更 ●その他(納税通知書送付先変更、納税義務者代表者変更など)		☐	市民サービス部 (固定資産税担当) (市役所本庁舎 1F)	P.7
	市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が必要な方	●納付手続き (口座振替の変更又は廃止等)		☐	市民サービス部 (徴収・納付担当) (市役所本庁舎 1F)	P.7
	軽自動車税の納税義務者であった方 寝屋川市ナンバーの原動機付自転車(125CC 以下)・小型特殊自動車を所有していた方	●軽自動車税に関すること ●相続人代表者の届出 ●名義変更・廃車		☐	市民サービス部 (税制・市民税担当) (市役所本庁舎 1F)	P.8
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた方及び要介護認定申請中であつた方	●介護保険被保険者証の返還 ●要介護認定申請取り下げの届出		☐	高齢介護室 (池の里市民交流センター内) ※被保険者証返還は 市民サービス部 (戸籍・住基担当) 5 番窓口 (市役所本庁舎 1F) でも可能	P.8

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	手続が必要な人	主な手続き	該当	済	受付窓口	参照ページ
障害	次のいずれかを所有している (身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)	●各種障害者手帳の返還の届出及び 返還		☐	障害福祉課 (保健福祉センター 2F)	P.8
	次のいずれかを受給している (特別障害者手当、障害児福祉 手当、経過的福祉手当)	●資格喪失の届出		☐		
	大阪府重度障がい者住宅生活 応援制度を受給されていた方	●資格喪失の届出		☐		
いづも	児童手当の受給者であった方	●受給事由消滅又は、減額改定の手 続き ●新規認定請求手続き、未払い手当 の請求手続き		☐	こどもを守る課(保 健福祉センター 2F) 市民サービス部(戸 籍・住基担当) 5 番 窓口(市役所本庁舎 1F)	P.9
	児童扶養手当、特別児童扶養 手当の受給者であった方又は母 子・父子家庭となり児童扶養手 当の申請が必要な方	児童扶養手当、特別児童扶養手当の 受給者であった方 ●資格喪失又は額改定の手続き ●新規認定請求手続き、未払い手当 の請求手続き 母子・父子家庭となった方 ●児童扶養手当の申請		☐	こどもを守る課(保 健福祉センター 2F)	
関係 住宅	相続人又は親族	●お住まいが空き家なる場合のご相 談など		☐	住宅政策課 (市役所本庁舎 3 F)	
公園墓地・ 納骨堂	公園墓地・納骨堂の使用者及び新 たに納骨堂・合葬室を利用希望の方 ●納骨堂:寝屋川市民(1年以上)の方 ●合葬室:寝屋川市民又は寝屋川 市民であった死亡者の遺骨を納 める方	●墓地・納骨堂の承継(名義変更)の 手続き ●納骨堂及び合葬室の申込み		☐	市民サービス部 (市民生活担当) 3 番窓口 (市役所本庁舎 1 F)	P.10
農地	農地を相続された方	●農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に よる届け出		☐	農業委員会事務局 (上下水道局 3 F)	
交通遺児	交通事故により親等を失った 義務教育課程修了前の児童・胎 児を養育することになった方	●交通遺児激励金申請(事故発生日か ら 5 年以内) ※申請日の属する月から支給		☐	市民サービス部 (市民生活担当) 3 番窓口 (市役所本庁舎 1 F)	P.11
市民葬儀	市民葬儀を利用希望の方 (寝屋川市民の方・寝屋川市民 であった死亡者の葬儀を行う親 族等)	●市民葬儀の利用申込み(死亡届提出後) ※寝屋川市民葬儀とは、市が葬儀規 格と料金(各種プラン・オプション あり)を規定し、その内容に沿って 市が指定した葬儀業者と利用者との 間で執り行われる葬儀のこと		☐		
医療	福祉医療費助成(重度障害者医 療・ひとり親家庭医療・子ども 医療)を受けていた方	●資格喪失届の提出 ●医療証の返還		☐	市民サービス部 (医療助成担当) (保健福祉センター 2F)	P.12
	ひとり親になった方、又は両親 のいない子を養育することにな った方(※子は、18 歳到達 後の最初の 3 月 31 日までの子)	●ひとり親家庭医療証の申請		☐		
パスポート	パスポートを持っていた方	●パスポートの返還		☐	市民サービス部 (市民生活担当) 3 番窓口 (市役所本庁舎 1 F)	

市役所外での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック ☒ をしましょう。

区分	手続の種類	主な手続き	該当	済	問合せ先等
市役所外での手続き	在留カードを持っていた方	在留カードの返還など		☐	外国人在留総合インフォメーションセンター (0570-013-904) へお問合せください。 (返還は死亡日から 14 日以内で郵送可)
	特別永住者証明書を持っていた方	証明書の返還など		☐	大阪出入国在留管理局へ持参もしくは東京出入国在留管理局おだいば分室へ送付(死亡日から 14 日以内)
	・厚生年金に加入したことがある方、又は国民年金(第3号被保険者)の期間がある方 ・厚生年金を受給していた方 ・共済年金を受給していた方	年金受給者死亡届、未支給年金の請求など		☐	厚生年金→枚方年金事務所 (072-846-5011) にお問合せください。 共済年金→各共済組合にお問合せください。
	水道料金、下水道使用料等	名義変更、料金支払方法変更、閉栓など		☐	寝屋川市上下水道局経営総務課(上下水道局 1F) (072-824-1177) にお問合せください。
	大阪ナンバーの軽自動車	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会高槻支所 (050-3816-1841) にお問合せください。
	大阪ナンバーの 125cc 超のバイク、自動車 (軽自動車を除く)	名義変更・廃車等		☐	大阪運輸支局 (050-5540-2058) にお問合せください。
	各種健康保険	埋葬料の請求など		☐	加入していた健康保険組合にお問合せください。
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	各種税の手続き		☐	枚方税務署 (072-844-9521) にお問合せください。
	府税関係 (自動車税、事業税)	自動車税に関する事		☐	大阪府自動車税コールセンター (0570-020-156) にお問合せください。
		事業税に関する事		☐	北河内府税事務所 (072-844-1331) にお問合せください。
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記の変更など		☐	法務局にお問合せください。 ※大阪法務局 (06-6942-1481) ※大阪法務局枚方出張所 (072-841-2524)
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している保険会社にお問合わせください。
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関にお問合せください。
	遺言書	検認・開封		☐	家庭裁判所にお問合せください。 ※大阪家庭裁判所 (06-6943-5745)
	国債・株式等	国債→記名変更、償還金受領 株式→名義変更		☐	国債→償還金支払場所又は証券保管証書に記載の郵便局 株式→各証券会社にお問合せください。
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所にお問合せください。
	固定電話・携帯電話・インターネット・ケーブルテレビ等	契約承継・解約		☐	各契約会社にお問合せください。
	NHK 受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル：0120-151515 有料ダイヤル：050-3786-5003

▶ マイナンバーカード

マイナンバーカード及び住民基本台帳カードを持っていた方

手続き・持ち物

- マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの返還
- ☐ 故人のマイナンバーカード及び住民基本台帳カード

受付窓口

市民サービス部（戸籍・住基担当）
4 番窓口（市役所本庁舎 1F）
又はマイナンバーカード担当窓口
（上下水道局 3F）

期 限

故人の保険等の手続きにカードが必要な場合があるので手続き等終了後速やかに（死亡届受理後、電子証明書機能は失効します）

▶ 印鑑登録

印鑑登録をしていた方

手続き・持ち物

- 印鑑登録証の返還
- ☐ 故人の印鑑登録証

受付窓口

市民サービス部（戸籍・住基担当）
4 番窓口（市役所本庁舎 1F）

期 限

速やかに（死亡届受理と同時に効力を失う）

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

▶ 年金

国民年金に加入中の方（第1号被保険者）

手続き・持ち物

- 遺族基礎年金の請求
 - 寡婦年金の請求
 - 死亡一時金の請求
- ※内容や請求者により必要書類などが異なりますので窓口でお尋ねください。

受付窓口

市民サービス部（戸籍・住基担当）
5番窓口（市役所本庁舎1F）

期 限

遺族基礎年金：亡くなった日から5年以内
寡婦年金又は死亡一時金：亡くなった日の翌日から2年以内

老齢基礎年金のみ受給していた方

手続き・持ち物

- 未支給年金の請求
- ※内容や請求者により必要書類などが異なりますので窓口でお尋ねください。

受付窓口

市民サービス部（戸籍・住基担当）
5番窓口（市役所本庁舎1F）

期 限

亡くなった日から5年以内

▶ 保険・税金

国民健康保険に加入していた方

手続き・持ち物

- 国民健康保険脱退の届出
 - ☐ 亡くなった方の被保険者証（資格確認書）
※無い場合は届出時に申し出てください。
 - 葬祭費の支給申請
 - ☐ ①葬儀の領収書（原本）
領収書がない場合は、葬儀を行った者及び事実が確認できるものをお持ちください。
 - ☐ ②申請者の口座情報がわかるものをお持ちください。
- ※脱退・葬祭費の手続きをする方の本人確認書類をお持ちください。

受付窓口

市民サービス部（国民健康保険担当）
（市役所議会棟1F）
国民健康保険脱退の届出：3番窓口
葬祭費の支給申請：2番窓口

期 限

国民健康保険脱退の届出：亡くなった日から14日以内
葬祭費の支給申請：葬祭の日の翌日から2年以内

▶ 保険・税金

後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き・持ち物

- 後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）の返還
- 葬祭費の支給申請
- ☐ ①葬儀の領収書（原本）
領収書がない場合は、葬儀を行った者及び事実が確認できるもの
- ☐ ②申請者の口座情報がわかるものをお持ちください。

受付窓口

市民サービス部（後期高齢者医療担当）
1 番窓口（市役所議会棟 1F）

期 限

後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）
返還：死亡届提出後速やかに
葬祭費の請求：葬祭の日の翌日から 2 年以内

市民税・府民税の納税義務者であった方

手続き・持ち物

- 相続人代表者の届出
- ☐ ①相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書
- ☐ ②届出者の本人確認書類をお持ちください
※届出者が自署しない場合、記名・押印してください。

受付窓口

市民サービス部（税制・市民税担当）
（市役所議会棟 1F）

期 限

速やかに

固定資産税・都市計画税の納税義務者であった方

手続き・持ち物

- 相続人代表者の届出兼固定資産現所有者の申告
- 未登記家屋の所有者の変更
- 納税通知書の送付先の変更や共有名義の固定資産の納税義務者の変更など
- ☐ ①相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書
又は固定資産（家屋）所有者変更届
- ☐ ②届出者の本人確認書類をお持ちください。
※届は市ホームページからダウンロードできます。
※届出者が自署しない場合、記名・押印してください。

受付窓口

市民サービス部（固定資産税担当）
（市役所本庁舎 1F）

期 限

速やかに

▶ 保険・税金

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が必要な方

手続き・持ち物

- 市民税・府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付
(口座振替の変更又は廃止等)
- ※内容によって手続きや必要書類が異なりますのでお問合せください。

受付窓口

市民サービス部(徴収・納付担当)
(市役所本庁舎 1F)

期 限

速やかに

軽自動車税の納税義務者であった方
寝屋川市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた方

手続き・持ち物

- 軽自動車税に関すること
- ☐ ①軽自動車等の廃車に関する申出書
- ☐ ②届出者の本人確認書類をお持ちください。
- ※申出書は窓口にてお渡しいたします。
- ※届出者が自署しない場合、記名・押印してください。

● 相続人代表者の届出

- ☐ ①相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書
- ☐ ②届出者の本人確認書類をお持ちください。

※届出者が自署しない場合、記名・押印してください。

● 名義変更・廃車

故人名義の寝屋川市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合は、名義変更又は廃車の手続きが必要です。

- ☐ ①届出者の本人確認書類
- ☐ ②標識交付証明書(申告済証)の原本
- ☐ ③ナンバープレート(廃車の場合)をお持ちください。

※大阪ナンバーの軽自動車は軽自動車検査協会高槻支所、125cc超のバイク・自動車(軽自動車を除く)は大阪運輸支局での手続きになります。

速やかに各所管窓口で名義変更・廃車の手続きをしてください。

受付窓口

市民サービス部(税制・市民税担当)
(市役所本庁舎 1F)

期 限

軽自動車税に関すること：速やかに
相続人代表者の届出：速やかに
名義変更：死亡日から15日以内
廃車：死亡日から30日以内

▶ 介護保険

介護保険被保険者証を持っていた方及び要介護認定申請中であつた方

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証の返還
- 要介護認定申請取下げの届出

受付窓口

高齢介護室
(池の里市民交流センター内)
※介護保険被保険者証の返還は市民サービス部(戸籍・住基担当)5番窓口(市役所本庁舎1F)でも可能

期 限

速やかに

▶ 障害

次のいずれかを所有している (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

手続き・持ち物

- 各種手帳の返還の届出及び返還
各種手帳をお持ちください。

受付窓口

障害福祉課(保健福祉センター2F)

期 限

速やかに

次のいずれかを受給している (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)

手続き・持ち物

- 資格喪失届
※未払いがある場合は同居親族の銀行等の通帳又は口座番号の控えをお持ちください。

受付窓口

障害福祉課(保健福祉センター2F)

期 限

速やかに

大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給されていた方

手続き・持ち物

- 資格喪失届
※内容によって必要書類等が異なりますのでお問合せください。

受付窓口

障害福祉課(保健福祉センター2F)

期 限

速やかに

▶ こども

児童手当の受給者であった方

手続き・持ち物

- 受給事由消滅又は減額改定の手続き
 - 新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど
 - ☐ ①請求者名義の預金通帳
 - ☐ ②請求者の健康保険証
 - ☐ ③児童名義の預金通帳(未払の手当がある場合)をお持ちください
- ※状況によって必要書類等が異なりますのでお問合せください。

受付窓口

こどもを守る課(保健福祉センター 2F)
市民サービス部(戸籍・住基担当)
5番窓口(市役所本庁舎 1F)

期 限

亡くなった日の翌日から 15 日以内
※さかのぼっての支払いはありません。
お早めに手続きをお済ませください。

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者であった方 又は母子・父子家庭となり児童扶養手当の申請が必要な方

手続き・持ち物

- 資格喪失又は額改定の手続き
 - 新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど
- ※内容によって必要書類等が異なりますのでお問合せください。

受付窓口

こどもを守る課(保健福祉センター 2F)

期 限

速やかに

▶ 住宅関係

お住まいが空き家なる場合のご相談など

手続き・持ち物

- お住まいが空き家になる場合などでお困りの際、ご相談ください。ご相談内容に応じて、本市と協定を締結した専門家団体にお繋ぎします。
 - ☐ 空き家情報の提供に関する同意書
 - ☐ 物件情報カルテ
- ※状況によって必要書類等が異なりますのでお問合せください。

受付窓口

住宅政策課(市役所本庁舎 3F)

期 限

亡くなった日から 1 年以内

▶ 公園墓地・納骨堂

公園墓地・納骨堂の使用者及び新たに納骨堂・合葬室を利用希望の方

● 納骨堂: 寝屋川市民(1年以上)の方

● 合葬室: 寝屋川市民又は寝屋川市民であった死亡者の遺骨を納める方

墓地及び納骨堂使用者の方

手続き・持ち物

- 墓地・納骨堂の承継の手続き
- ☐ ①使用許可証
- ☐ ②使用者の死亡を確認できるもの
(死亡診断書、死体火葬許可証)
- ☐ ③戸籍謄本等(亡くなられている方も含めて、
使用者を筆頭に家族全員が記載されている
もの)
- ☐ ④承認される方と同列となる方までの全員の
同意書
(同意書をもらう方との関係がわかる戸籍)
- ☐ ⑤承継者の住民票
(本籍地入りでマイナンバーの記載がないもの)
※取得日より3か月以内のもの。
- ☐ ⑥名義書換手数料(1,000円)
※納骨堂は別途入室カード更新手数料
(1,000円)が必要。

受付窓口

市民サービス部(市民生活担当)
3番窓口(市役所本庁舎1F)

期 限

速やかに

新たに納骨堂及び合葬室を利用したい方

手続き・持ち物

- 納骨堂及び合葬室の利用申込み
 - ☐ 返信用切手
- ※内容によって必要書類等が異なりますのでお問
合せください。

受付窓口

市民サービス部(市民生活担当)
3番窓口(市役所本庁舎1F)

期 限

納骨堂・合葬室: 随時募集
料金等はお問合せください。

▶ 農地

農地を相続された方

手続き・持ち物

- ☒ 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- ☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

受付窓口

農業委員会事務局（上下水道局 3F）

期 限

速やかに

▶ 交通遺児

交通事故により親等を失った義務教育課程修了前の児童・胎児を養育することになった方

手続き・持ち物

- ☒ 交通遺児激励金申請
 - ☐ ①住民票（世帯全員・続柄入り）
 - ☐ ②交通事故証明書又は交通事故が認定できる書類
 - ☐ ③死亡診断書又は死体検案書
 - ☐ ④申請者名義の銀行等の口座番号の控え
- ※状況によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

受付窓口

市民サービス部（市民生活担当）
3 番窓口（市役所本庁舎 1F）

期 限

事故発生日から 5 年以内

▶ 市民葬儀

市民葬儀を利用希望の方 （寝屋川市民の方・寝屋川市民であった死亡者の葬儀を行う親族等）

手続き・持ち物

- ☒ 市民葬儀の利用申込み
 - ☐ 寝屋川市民の方、寝屋川市民であった死亡者の葬儀を行う親族等
- ※死体火葬許可証をお持ちください。

受付窓口

市民サービス部（市民生活担当）
3 番窓口（市役所本庁舎 1F）
※業務時間外の場合、守衛室で受付します。

期 限

死亡届提出後

▶ 医療

福祉医療費助成（重度障害者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療）を受けていた方

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
- 医療証の返還
- ☐ 医療証
- ☐ 届出される方の本人確認書類

受付窓口

市民サービス部（医療助成担当）
（保健福祉センター 2F）
072-812-2363（直通）

期 限

病院等での精算を終えてから速やかに

ひとり親になった方、又は両親のいない子を養育することになった方（子は、18歳到達後の最初の3月31日までの子）

申請に際しましては、事前に児童扶養手当の受給可否についてこどもを守る課へご相談の上お越しください。

手続き・持ち物

- ひとり親家庭医療証の申請
- 必要書類等については、お問合せください。

受付窓口

市民サービス部（医療助成担当）
（保健福祉センター 2F）
072-812-2363（直通）

期 限

速やかに

▶ パスポート

パスポートを持っていた方

手続き・持ち物

- パスポートの返還
- ☐ ①故人のパスポート
- ☐ ②届出者の本人確認書類
- ☐ ③除籍謄本など

※内容によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

受付窓口

市民サービス部（市民生活担当）
3番窓口（市役所本庁舎 1F）

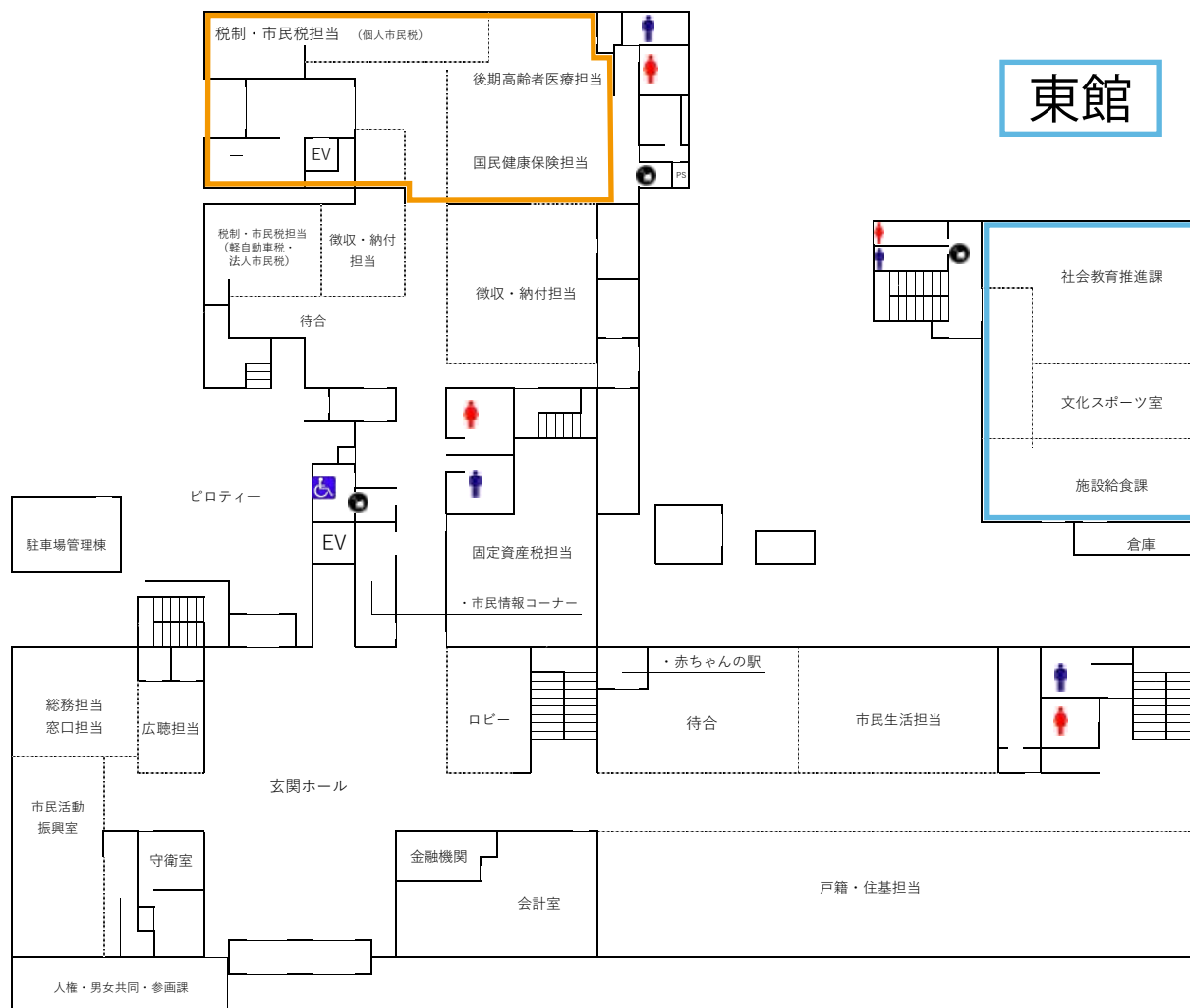
期 限

返還を希望される方は速やかに

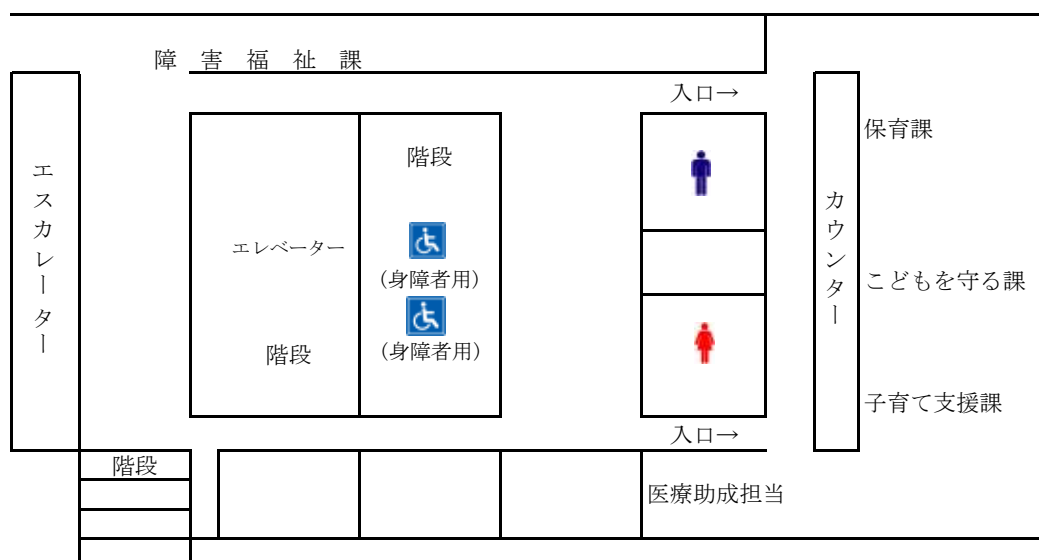
フロアマップ

市役所 1 階

議会棟

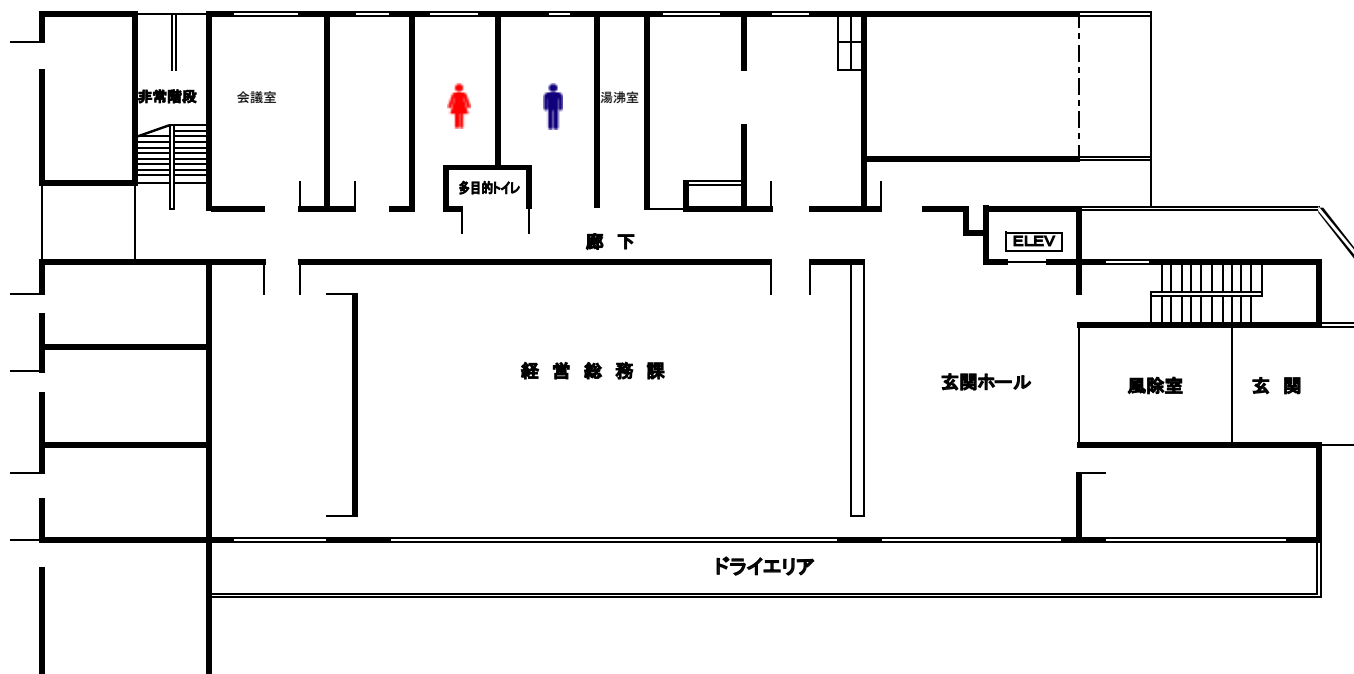


保健福祉センター 2 階

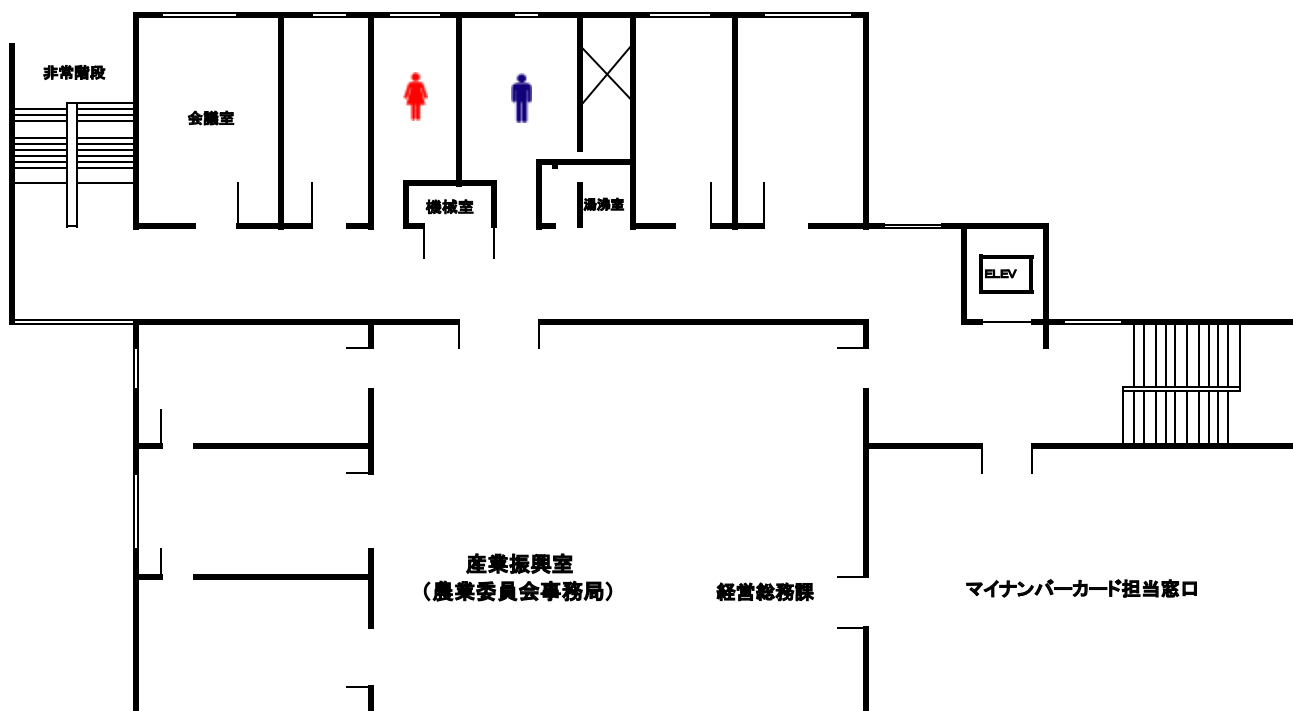


フロアマップ

上下水道局 1階

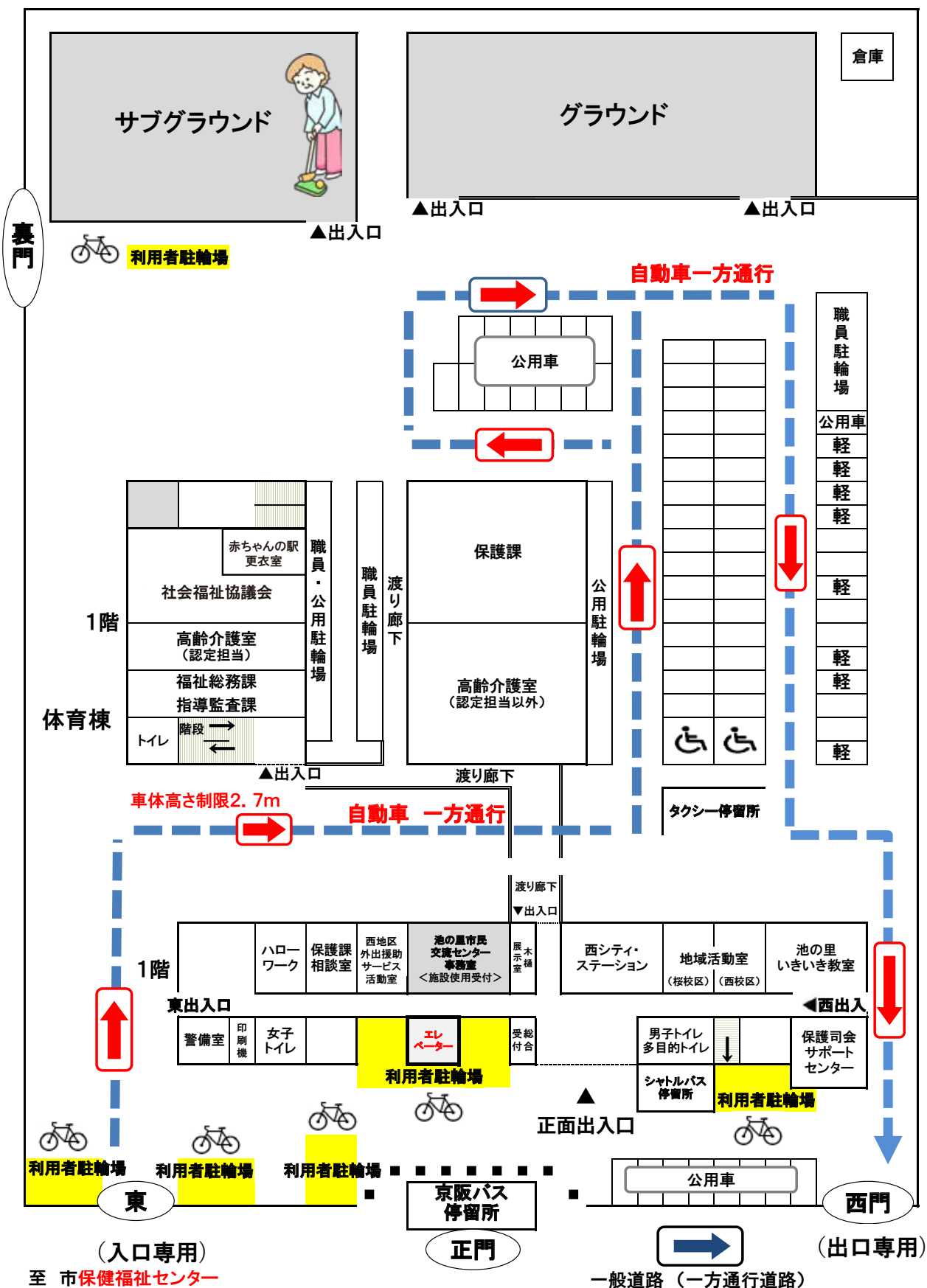


上下水道局 3階



フロアマップ

池の里市民交流センター



委任状

代理人

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)寝屋川市長

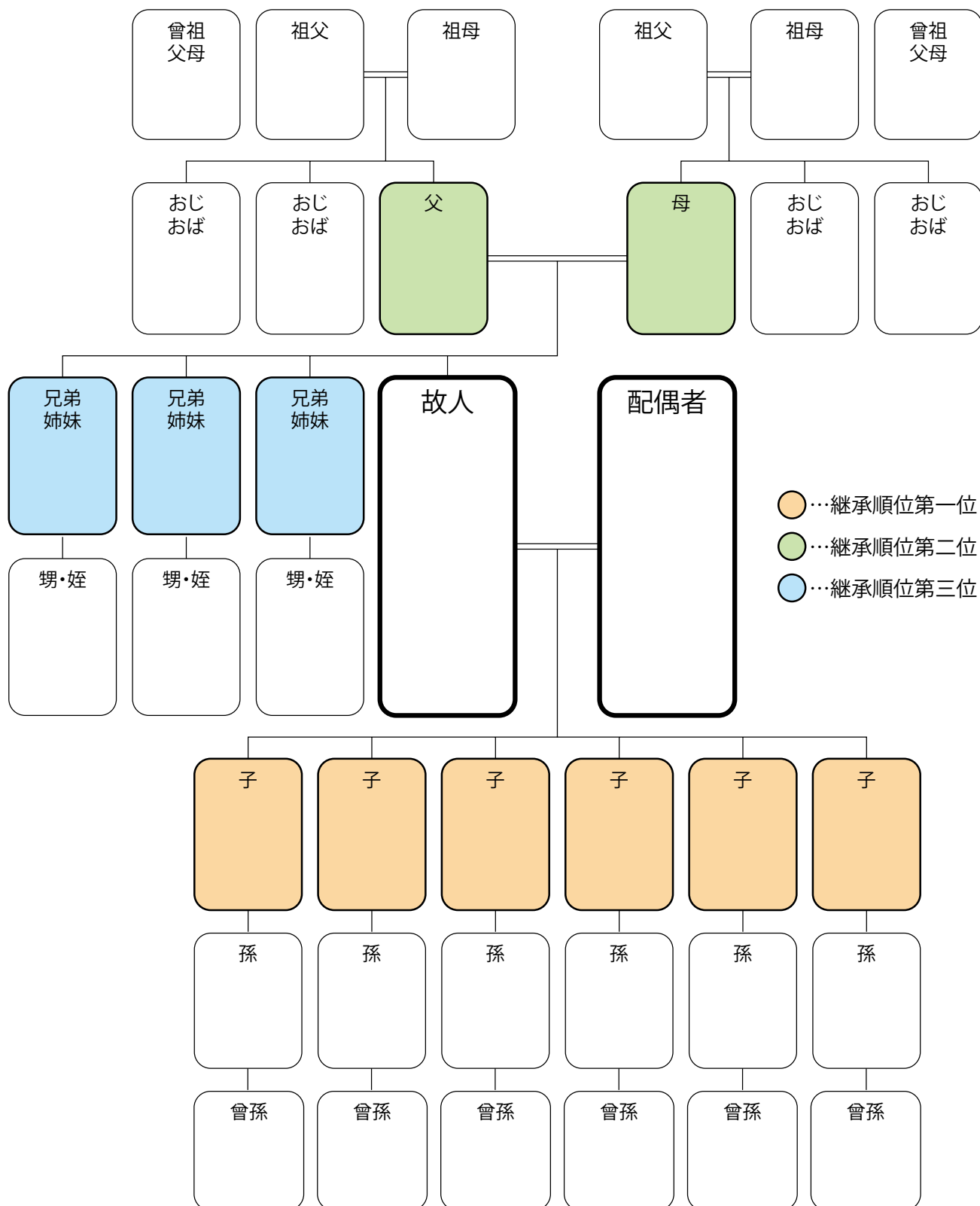
※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※必ず日付を記載してください。

※必ず委任者本人が署名してください。

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

発 行	寝屋川市
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	令和7年3月

※広告内容に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。
また広告掲載者及びその業務内容を市が推奨等するものではありません。